

## 令和5年7月神栖市農業委員会定例総会議事録

神栖市農業委員会 会長 吉川弘は、令和5年7月24日午後3時30分、神栖市農業委員会定例総会を神栖市役所分庁舎2階会議室2に招集した。

### 出席委員（18名）

1番	玉 造 一 雄	2番	安 藤 和 利
3番	山 中 悦 朗	5番	宮 本 清 美
6番	坂 本 正 行	7番	鈴 木 茂
8番	池 田 勇	9番	境 政 一
10番	大 塚 徹	11番	石 津 昭 彦
12番	原 範 子	13番	池 田 治 和
14番	田 内 一 郎	15番	溝 口 竜 生
16番	間 山 房 枝	17番	立 花 紀 貴
18番	高 橋 克 美	20番	吉 川 弘

### 欠席委員（1名）

19番 國府田 代治郎

### 事務局職員（4名）

事務局長	笹 本 厚 史	局長補佐	菅 野 裕 之
係 長	野 田 翼 子	主 幹	大 川 泰 裕

### 議事日程

第1 議事録署名委員の選任について

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可について

第3 報告第1号 農地の転用事実等に関する照会の実施結果について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について

報告第3号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地の権利移動届出の受理について

報告第4号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について

報告第5号 茨城県農業会議諮問に関する答申について

## 会 議 の 概 要

<開会：午後3時39分>

議 長 大変お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。本日の出席委員は18名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。ただ今より、令和5年7月神栖市農業委員会定例総会を開催いたします。本日の欠席委員でございますが、19番國府田代治郎委員より欠席する旨の届出がありました。

議 長 本総会の議事日程につきましては、告示及び通知のとおりでございます。最初に日程第1「議事録署名委員の選任」を行います。私から指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、議事録署名委員に16番間山房枝委員、17番立花紀貴委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

議 長 次に、日程第2、議案第1号ないし議案第2号を上程します。各議題について、担当委員の説明をよろしく願いいたします。また発言の際は、挙手及び議席番号を告げたのち、指名されてから発言をお願いいたします。

議 長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可について(1)所有権移転について、番号1を議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可、(1)所有権の移転、番号1について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする番号1の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。譲受人は、経営拡張のため申請地を売買により取得するものであり、譲受人が所有する農機具は、トラクター2台、トラック4台で、農作業に従事する日数は年間350日、耕作計画は水稻と松です。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。2番安藤和利委員。

2番 はい、2番安藤です。先日、申請人より連絡がございまして現地確認を行ないました。本案件は、農地中間管理機構の特例事業の用に供するものでございますので、担当委員としては問題ないと思います。皆様の更なるご審議よろしくお願いたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第1号、農地法第3条の規定による許可について(1)所有権移転について、番号2を議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可、(1)所有権の移転、番号2について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする番号2の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。譲受人は、譲渡人の要望により申請地を売買にて取得するものであり、譲受人が所有する農機具は、トラクター1台、田植機1台、トラック1台で、農作業に従事する日数は年間150日、耕作計画は甘藷です。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。9番境政一委員。

9番 はい、9番境です。申請者より電話があり、現地調査を6月30日に行ないました。申請内容については、事務局の説明のとおりでございます。申請地は休耕地ですが、整備し甘藷を作付けすることとさせていただきます。担当委員としては問題ないと判断いたしました。委員の更なるご審議をよろしくお願いたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。  
本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第1号、農地法第3条の規定による許可について(1)所有権  
移転について、番号3を議題といたします。事務局に説明を求めます。事務  
局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第1号、農地法第3条の規定による許  
可、(1)所有権の移転、番号3について事務局よりご説明いたします。  
許可を受けようとする番号3の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につつま  
しては、議案書記載のとおりでございます。譲受人は、譲渡人の要望によ  
り申請地を贈与にて取得するものであり、譲受人が所有する農機具は、ト  
ラクター1台、田植機1台、トラック1台で、農作業に従事する日数は年  
間180日、耕作計画は米と甘藷です。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。12番原範子委員。

12番 はい、12番原です。申請代理人より電話がありまして、7月17日に  
現地調査を行ないました。申請内容については、事務局の説明のとおりで  
ございます。名字が同じなので、親族間での贈与による申請と思い聞いた  
ところ、譲受人と譲渡人の関係は他人とのことです。申請地の面積も少な  
いので隣接所有者である譲受人に譲渡するとのことです。現在、申請地は  
休耕地ですが、整備し耕作して頂けるとのことなので、担当委員としては  
異議ございません。皆様の更なるご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。  
本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議長 次に、議案第1号、農地法第3条の規定による許可について（1）所有権移転について、番号4を議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可、（1）所有権の移転、番号4について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする番号4の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。譲受人は、経営拡張のため申請地を売買により取得するものであり、譲受人が所有する農機具は、トラクター3台、ユンボ1台、トラック3台で農作業に従事する日数は年間300日、耕作計画は若松と千両です。以上でございます。

議長 次に、担当委員の説明を求めます。12番原範子委員。

12番 はい、12番原です。申請代理人より電話がありまして、7月17日に現地調査を行ないました。申請地は休耕地ですが、整備すれば耕作できる状態であり、譲受人が経営拡張するものでございます。担当委員としては異議ございません。皆様の更なるご審議をよろしく願います。

議長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議長 次に、議案第1号、農地法第3条の規定による許可について（1）所有権移転について、番号5及び番号6を関連ですので一括議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可、（1）所有権の移転、番号5と同じく番号6について関連ということので一括して事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする番号5及び番号6の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載

のとおりでございます。譲受人は、経営拡張のため申請地を売買により取得するものであり、譲受人が所有する農機具は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台で農作業に従事する日数は年間213日、耕作計画は米です。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。5番宮本清美委員。

5番 はい、5番宮本です。7月10日、申請代理人より連絡があり、現地確認を行ないました。申請地の番号5及び番号6は隣接地でございます。申請内容については、事務局の説明のとおりでございます。担当委員としては問題ないと思います。委員の皆様の更なるご審議をよろしく願います。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第1号、農地法第3条の規定による許可について(1)所有権移転について、番号7を議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可、(1)所有権の移転、番号7について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする番号7の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。譲受人は、経営拡張のため申請地を売買により取得するものであり、譲受人が所有する農機具は、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、トラック1台で農作業に従事する日数は年間200日、耕作計画は米です。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。11番石津昭彦委員。

11番 はい、11番石津です。先日、申請代理人より電話があり、現地を確認しました。譲受人は、かなり多く耕作をしておりますが、申請地は休耕地ですが、耕作することです。担当委員としては何ら問題ないと思いますが、皆様の更なるご審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議長 次に、議案第1号、農地法第3条の規定による許可について(2)賃借権の設定について、番号1を議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可、(2)賃借権の設定、番号1について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする番号1の賃借人、賃貸人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。賃借人は、新規就農のため賃借権の設定により申請地を賃貸借するものであり、賃借人が所有する農機具は、鍬3丁、スコップ3本で、農作業に従事する日数は年間180日、耕作計画はニンジン、ジャガイモ、ネギです。以上でございます。

議長 次に、担当委員の説明を求めます。13番池田治和委員。

13番 はい、13番池田です。申請者より電話があり、7月10日に現地を確認しました。申請内容については、事務局の説明のとおりでございます。申請地は休耕地ですが、耕作できる状態でありました。担当委員としては問題ないと思いますが、委員の更なるご審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議長 次に、議案第2号-1、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号-1、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-1の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的は自己住宅の建築ということで、売買による所有権移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議長 次に、担当委員の説明を求めます。16番間山房枝委員。

16番 はい、16番間山です。7月5日に申請代理人より連絡があり、現地を確認してまいりました。内容については事務局の説明のとおりです。自己住宅の建築ということで、申請地周辺は住宅地になっており、担当委員としては許可相当と思われまます。皆様の更なる審議をお願いいたします。

議長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議長 次に、議案第2号-2、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号-2、農地法第5条の規定による許可についてでございますが、当該案件の申請者のうち、議案書記載の譲渡人が亡くなった事実が先日確認されました。この譲渡人の死亡については、事務局が当該許可申請書の受理後であり、その対応について県農業

会議に確認しましたところ、当該案件は申請者死亡により、当然に相続が開始されたため、相続人から相続に関する書類が改めて提出されない限りは、農業委員会で審議することはできないとのことをございました。このため、必要な相続関係の書類について、本日の総会までに事務局へ提出してほしい旨を申請者の代理人に連絡しましたが、間に合わない旨の連絡がございました。この様なことから、当該許可申請については、現時点では必要書類が整っていないため、本日の総会では審議することができませんのでお知らせいたします。以上でございます。

議 長 事務局長から説明があったとおり、本案は審議見送りいたします。

議 長 次に、議案第2号-3、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号-3、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-3の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的は自己住宅の建築ということで、贈与による所有権移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。13番池田治和委員。

13番 はい、13番池田です。先日、申請者より連絡があり、現地確認をいたしました。内容については事務局の説明のとおりでございます。本件につきましては、譲受人と譲渡人は親子関係でございまして、親所有の農地の一部を贈与して自己住宅を建築するということです。担当委員としては問題ないかと思いますが、皆様の更なる審議をお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第2号-4、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号-4、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-4の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的は自己住宅の建築ということで、売買による所有権移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。11番石津昭彦委員。

11番 はい、11番石津です。申請地は数年前まで家が建っていて、居住者が亡くなったため、現在は更地状態でございます。申請地周辺は集落がありまして、何ら問題ないと思っておりますが、皆様の更なる審議をよろしく願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第2号-5、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号-5、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-5の使用借受人、使用貸付人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用の目的は、農業用倉庫の建築ということで、使用貸借権の設定に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。14番田内一郎委員。

14番 はい、14番田内です。先日、申請者から連絡がありまして、使用貸借での農地転用ということで、息子さんが農業用倉庫を建築するとのことでした。農業を営むうえで倉庫は重要ですので、担当委員としては問題ないかと思いますが、委員皆様の更なる審議をよろしく願います。

議長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議長 次に、議案第2号-6、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号-6、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-6の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的は自己住宅の建築ということで、贈与による所有権移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議長 次に、担当委員の説明を求めます。14番田内一郎委員。

14番 はい、14番田内です。7月12日に申請代理人から連絡がありまして、譲受人と譲渡人は親族ということで、贈与により自己住宅を建築することでした。現地を確認してまいりましたが、申請地周辺は住宅地でございます。担当委員としては問題ないかと思いますが、委員の皆様の更なる審議をよろしく願います。

議長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第2号-7、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。本案件について10番大塚徹委員は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」と定められておりますので、審議終了まで退席をお願いします。

議 長 それでは、事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号-7、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-7の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的は太陽光発電設備の設置ということで、売買による所有権移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、隣接委員の説明を求めます。6番坂本正行委員。

6番 はい、6番坂本です。隣接委員ということで、申請者から連絡がありまして、7月18日に現地を確認してまいりました。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。太陽光発電設備の設置ということで問題ないかと思えます。委員の皆様の更なる審議をよろしく願いいたします。

議 長 事務局及び隣接委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。ここで、大塚委員の議事参与の制限を解除し、着席を認めるところですが、大塚委員から次の案件について、当該申請人が親族にあたるとのことから、自主的に議事参与しない旨の申し出があったことをお知らせいたします。

議長 それでは、議案第2号-8、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号-8、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-8の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的は太陽光発電設備の設置ということで、売買による所有権移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議長 次に、隣接委員の説明を求めます。6番坂本正行委員。

6番 はい、6番坂本です。隣接委員ということで、申請者から連絡がありまして、7月18日に現地を確認してまいりました。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。太陽光発電設備の設置ということで問題ないかと思えます。委員の皆様の更なる審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局及び隣接委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。審議が終了しましたので、大塚委員の着席を認めます。

議長 次に日程第3、報告第1号、農地の転用事実等に関する照会の実施結果について、坂本農地部会長に現地確認の報告を求めます。坂本農地部会長。

農地部会長 はい、農地部会長の坂本です。報告第1号、農地の転用事実等に関する照会の実施結果について報告いたします。法務局照会番号1ないし番号2の調査にあたっては、7月10日月曜日、調査委員は玉造会長代理、山中農地副部会長、大塚委員、事務局2名と私の6名で行いました。また、番号3及び神栖市長照会の番号1ないし番号2の調査につきましては、7月24日月曜日、調査委員は吉川会長、山中農地副部会長、溝口委員、池田治和委員、事務局2名と私の7名で行いました。最初に、法務局照会番号1息栖地内の農地の状況は、雑木等の荒地状態であり非農地と判定いたし

ました。次に、番号2息栖地内の農地の状況は、雑木等の荒地状態であり非農地と判定いたしました。次に、番号3波崎地内の2筆の農地の状況は、雑木等の荒地状態であり非農地と判定いたしました。次に、神栖市長照会の番号1横瀬地内の農地の状況は、ハウスが建っており耕作可能な状態であり農地と判定いたしました。次に、番号2横瀬地内の農地の状況は、狭小地であり非農地と判定いたしました。現地調査の報告は以上でございます。

議長 ただいまの報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

議長 意見がないようですので次に、報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出の受理について、報告第3号、農地法第3条第1項第13号の規定による農地の権利移動届出の受理について、報告第4号、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について、報告第5号、茨城県農業会議諮問に関する答申についてを一括して事務局に報告を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出の受理について事務局よりご報告いたします。はじめに報告第2号、番号1についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。また、権利取得理由は相続ということで、令和5年6月23日に届出があった為受理しております。次に報告第2号、番号2についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。また、権利取得理由は相続ということで、令和5年6月29日に届出があった為受理しております。続きまして報告第3号、農地法第3条第1項第13号の規定による農地の権利移動届出の受理について事務局よりご報告いたします。報告第3号、番号1についてご報告いたします。当該届出者である譲受人及び譲渡人、土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。当該届出は農地中間管理機構の特例事業における売買による所有権移転に伴う権利移動ということで、令和5年6月23日に届出があった為受理しております。次に報告第3号、番号2についてご報告いたします。当該届出者である譲受人及び譲渡人、土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。当該届出は農地中間管理機構の特例事業における売買による所有権移転に伴う権利移動ということで、令和5年6月23日に届出があった為受理しております。続きまして報告第4号、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について事務局よりご報告いたします。はじめに、報告第4

号、番号1についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。転用の目的は自己住宅であり、売買による所有権移転ということで、令和5年6月16日に届出があり受理しております。次に報告第4号、番号2についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。転用の目的は専用住宅であり、売買による所有権移転ということで、令和5年6月23日に届出があり受理しております。次に報告第4号、番号3についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。転用の目的は進入路であり、売買による所有権移転ということで、令和5年6月23日に届出があり受理しております。次に報告第4号、番号4についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。転用の目的は駐車場であり、賃貸借権の設定による賃貸ということで、令和5年7月7日に届出があり受理しております。続きまして報告第5号、茨城県農業会議諮問に関する答申について事務局よりご報告いたします。当該案件につきましては、令和5年6月22日の神栖市農業委員会定例総会において、農地法第5条の規定による転用許可申請について、許可相当の決定を受けた案件です。また、対象地の面積が3千㎡以上であることから、茨城県農業会議常設審議委員会への諮問が必要な案件でありましたが、令和5年7月18日の第88回農業会議常設審議委員会の決議により、許可相当である旨の答申がありましたので皆様にご報告するものです。なお、当該答申にかかる対象者及び対象地の所在等は議案書記載のとおりでございます。事務局からは以上でございます。

議 長 ただいまの報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

議 長 意見がないようですので、本日の日程は全て終了いたしました。  
以上をもちまして、令和5年7月の定例総会を閉会いたします。

<閉会：午後4時19分>

神栖市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名する。

議 長（会長）

議事録署名人

議事録署名人